

編集発行人 税理士 細見 秀 樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税

### ★ 未払決算賞与の計上基準

Q. 当社では、決算賞与の支給基準条件を設定し、これを達成した従業員には決算月の翌月に決算賞与を支給する(ただし、賞与の支給日に在籍する社員に限ります)こととしています。社員には事前に達成した場合の決算賞与の金額を通知しますが、この場合の社員に通知した金額を未払賞与として当期に計上することは認められますか？

A. 認められません。

使用人賞与は原則として、実際にその支払が行われた日の属する事業年度に損金算入することが認められており、未払賞与については、その内容から実際に支払が行われたものと同視し得るような状態にあるもの、具体的には、

- ①その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること、
- ②①の通知をした金額をその通知をしたすべての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から一月以内に支払っていること、
- ③その支給額につき①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること、

の要件のすべてを満たす賞与については、使用人にその支給額の通知をした日の属する事業年度において損金算入が認められることとされています。

お尋ねの場合は、支給基準条件を達成することや期末に在籍していることといった条件を満たさない場合には支給されないことから、この要件を満たしませんので、当期の損金に算入することはできません。

## 所得税

### ★ ふるさと納税ワンストップ特例

Q. ふるさと納税が申告不要となったと聞きましたが、どのようになったのですか？

A. 一定の要件を満たす場合は、確定申告が不要になりました。

ふるさと納税とは、一定の金額以内の寄附であれば、自己負担金額のうち2,000円を超える金額が所得税と住民税から控除されるというもので、これまでは、確定申告をしなければ適用を受けることができませんでした。

しかし、平成27年4月1日以後に行ったふるさと納税については、改正により、次の要

件に該当すれば確定申告をしなくてよいこととなりました。

①ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で確定申告書の提出を要しない者であること

②ふるさと納税を行った地方自治体が5箇所以内であること

なお、この取扱いは、平成27年4月1日以後となっていますので、平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行っている場合は確定申告をしなければなりません。

また、上記の要件を満たしていても、たとえば医療費控除や住宅ローン控除を適用するような場合は、これまでどおり、確定申告書の寄附金控除の欄に記入をして寄附金の領収書を添付して提出しなければならないこととなっていますので、注意してください。

要するに、確定申告の必要ないサラリーマンがふるさと納税を行った自治体が5箇所以内であれば確定申告の必要がなくなりました。これは一定の年金受給者の申告不要と合わせて当局の資料管理上の措置だと思われます。

## ★ 親族に支払う給与の取扱い

Q. 私は個人事業を営んでいます。親族に支払う給与は給与にならないことがあると聞きました。どういうことですか？

A. 親族に支払う給与の取扱いは、生計が一かどうか、事業専従者か青色事業専従者かによって取扱いが違います。

親族に支払う給与の取扱いは、次のようになっています。

1. 生計を一にしている親族に支払う給与

①原則的取扱い

支払った給与は必要経費になりません。また、給与を受け取った親族の所得にもなりません。

②事業専従者に該当する場合(白色申告)

支払った給与は必要経費になりませんが、次のイとロのいずれか低い金額が必要経費としてみなされます。(事業専従者控除)

イ. 50万円(配偶者の場合は86万円)

ロ. 事業所得、不動産所得の金額(専従者控除前)の合計額÷(専従者数+1)

なお、この金額は、事業専従者の給与収入になります。

③青色事業専従者に該当する場合(青色申告)

青色専従者給与として届け出た金額のうち労務の対価として相当と認められる金額は必要経費となります。

2. 生計を一にしていない親族に支払う給与

その額が労務の対価として相当と認められる限り必要経費になります。

## 資 産 税

## ★ 特定公社債の特定口座への受入れ

Q. 平成28年から公社債等を特定口座に受入れ可能になるとのことですが、どういうことですか？

A. 税制改正に伴い、特定公社債等の受入れが可能になります。

平成28年1月から、公社債は特定公社債と特定公社債以外の公社債に、そして公社債投資信託等は公募公社債投資信託等と私募公社債投資信託等に区別されますが、いずれも利子、配当、譲渡益については20%の申告分離課税扱いになります。

その関係から、特定公社債と公募公社債投資信託等(特定公社債等)については、特定口座に受入れが可能となり、そして、上場株式等との損益通算や譲渡損失が生じた場合には、3年間の繰越控除ができることとなっています。

特定口座に受け入れることができるのは、原則として、特定口座を通じて取得したものに限られますが、平成27年までに取得したものについては一定の手続きにより、特定口座に受入れすることができる経過措置が講じられています。

特定口座に受け入れず一般口座のままにしておくと、特定口座にある上場株式等の譲渡損益との損益通算をする場合は、確定申告をしなければならなくなりますので注意してください。

## そ の 他

### ★ 本人に交付する源泉徴収票へのマイナンバー

Q. 平成28年分の源泉徴収票からマイナンバーの記載が必要になるとのことですが、本人に渡す源泉徴収票にもマイナンバーを記載するのでしょうか？

A. 平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書からマイナンバーの記載が必要になりますので、平成28年分の給与所得の源泉徴収票からマイナンバーの記載が必要になるのですが、先ごろ改正が行われ、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされましたので、本人に交付する源泉徴収票にはマイナンバーの記載は不要となりました。

ただし、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので、注意してください。

マイナンバーは、国が社会保険や税務上の個人を確定するための番号管理なので、社会保険や税務署に提出する書類以外に記載すべきものではありません。扶養控除申告書は会社に提出しますが、会社は税務署及び地方自治体に提出する書類（実質は会社保存）になりますのでマイナンバーの記入が必要になります。

同様に、個人番号が記載不要になる書類には、次のものがあります。

- ①退職所得の源泉徴収票
- ②公的年金等の源泉徴収票
- ③配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ④オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ⑤上場株式配当等の支払に関する通知書
- ⑥特定口座年間取引報告書
- ⑦未成年者口座年間取引報告書
- ⑧特定割引債の償還金の支払通知書

※⑦及び⑧は、平成28年1月施行予定です。